

令和4年8月1日

保護者の皆様へ

津山市こども保健部長
林田保育園
園長 池田 みはる

感染拡大防止に向けた保育園（所）・認定こども園の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響が、本市においても感染が急激に広がり、大変深刻な状況となっております。

また、市内の保育園等においても感染者が増加傾向にあり、学級閉鎖が頻発している状況です。つきましては、感染拡大防止を図るため、令和4年8月1日（月）から8月31日（水）までの期間、保育料の還付に関して、以下の①②③のケースを追加して取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

記

(1) 学級閉鎖等について【現行通り】

陽性者の陽性確認日と最終接触日（最終登園日）、行動歴等をもとに、保健所やこども保育課と協議し、陽性者と他の園児との隔離期間が4日間となるように、学級閉鎖等の要否、対象、期間を決定します。

(2) 園児の家庭保育の協力について【追加】

8月1日（月）から8月31日（水）までの期間に、感染拡大防止のため、以下①から③により、その園児の家庭保育にご協力いただいた場合は、保育料を日割り計算で還付します。

① 学級閉鎖以外のクラスの園児について

学級閉鎖を実施する保育園（所）、認定こども園において、学級閉鎖をしていないクラスの園児についても、学級閉鎖期間と同じ期間、家庭保育にご協力いただいた場合

② 園児のきょうだいや同居家族が通う小中学校、保育園（所）等が学級閉鎖又は休校（園）となった場合

園児のきょうだいや同居家族が通う小中学校、保育園（所）等において、学級閉鎖又は休校（園）となった場合に、その学級閉鎖又は休校（園）期間と同じ期間、その園児の家庭保育にご協力いただいた場合

③ 園児の家族等が濃厚接触者となった場合

園児の家族等が濃厚接触者となった場合に、濃厚接触の待機期間、その園児の家庭保育にご協力いただいた場合

（担当）

津山市こども保健部こども保育課

Tel.0868-32-7028